

特定の業種に対する支援策

対 対象 ¥ 補助額 率 助成率

※いずれの制度も期限や要件がありますので各機関のホームページ等でご確認ください。

宿泊業・エンターテインメント業・タクシー業

③②公共交通事業者等支援金 市

感染拡大防止対策及び事業継続に向けた支援。
対 市内に営業所を有する路線バス、タクシー、運転代行事業者で、感染拡大防止対策を講ずること
¥ 路線バス：100万円+1台につき2万円加算
 タクシー(法人)・運転代行：25万円+1台につき1万円加算
 タクシー(個人)・15万円+1台につき1万円加算
 まちづくり推進課 ☎0144-84-4071

③③感染拡大防止ガイドラインの策定、普及に対する支援 道

ホテル・旅館業界(宴会部門)、ライブ・エンターテインメント業界、バス・タクシー業界の感染拡大防止対策ガイドライン策定・普及とガイドラインに沿った感染防止の取組を支援。
¥ 各事業者 25万円
 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 ☎011-212-1646
 (一社)北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会 ☎011-613-1186
 (一社)北海道バス協会 ☎011-621-4161
 (一社)北海道ハイヤー協会 ☎011-561-1171

農林業・漁業

③④経営継続補助金 国

感染拡大防止対策を行いつつ、経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援。
対 農林漁業を営む個人又は法人 ※従業員数が20人以下
 (1)販路の回復・開拓、事業継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換等 **¥** 上限100万円 **率** 3/4
 (2)感染拡大防止の取組に要する経費 **¥** 上限50万円 **率** 定額
 ※経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てること。

農林水産省経営政策課 ☎03-6744-0575
 林野庁経営課(林業) ☎03-6744-2286
 水産庁水産経営課(漁業) ☎03-6744-2345



③⑤高収益作物次期作支援交付金 国

野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物の次期作に取組む生産者を支援。
対 令和2年2月～4月の間、上記の作物を出荷した又は廃棄等した生産者
¥ (1)資材購入や機械レンタル等 5～80万円/10a
 (2)新品種の導入や新たな販売契約の取組 取組毎に2万円/10a
 (3)高品質なものを厳選し出荷する取組 2,200円/人・日

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 ☎011-330-8807

③⑥漁業収入安定対策事業 国

収入が減少した漁業者の経営を支えるための積立ぶらすの基金を積み増し、仮払い・積み立て猶予を実施。
 水産庁漁業保険管理官 ☎03-6744-2356

建設・医療・福祉等

③⑦異業種チャレンジ奨励事業 道 道の補正予算成立が前提です。

コロナ禍による離職者が、人手不足の深刻な異業種に転職を行う場合等に求職者・受入企業ともに支援金を支給。 **¥** 受入企業30万円 求職者30万円(転居の場合、上限+20万円)



医療・介護・障害福祉業の従事者 国

医療機関等、介護サービス事業所・施設等、障害福祉サービス施設・事業所等で働く職員の皆様に慰労金が給付されます。各業種により、金額や要件等が異なりますので、詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。また、感染防止対策に取組む経費に対し、補助される制度もありますので、あわせてご確認ください。



小売業・飲食業・その他サービス業等 市

市内経済の回復に向けてプレミアム付商品券を発行。取扱店舗は随時募集しています。
対 新北海道スタイルを実践し、市内に店舗のある小売業・飲食業・その他サービス業等の個人・法人事業者
 ※実行委員会から承認された店舗が対象
 実行委員会(苫小牧商工会議所) ☎0144-33-5454



△ 給付金や支援金等を装った詐欺にご注意ください! △

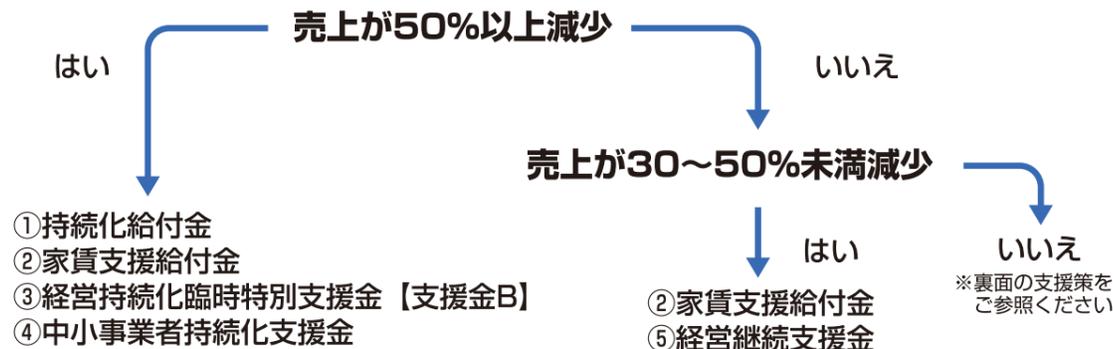
— 苫小牧市 —

新型コロナウイルス関連支援策のお知らせ

新型コロナウイルス感染症関連の主な支援策をまとめています。事業者の皆様は要件等確認の上、ご活用ください。

国 国の支援 道 北海道の支援 市 苫小牧市の支援 法 法人 個 個人 対 対象 要 要件

売上減少要件のある給付金・支援金



①持続化給付金	国	【申請期限】 令和3年1月15日まで
売上が前年同月比50%以上減少した事業者に給付金を支給。	法 上限200万円 個 上限100万円	☎0120-279-292 コールセンター
②家賃支援給付金	国	【申請期限】 令和3年1月15日まで
売上が前年同月比50%以上減少した月がある、または連続する3か月の売上が30%以上減少した事業者の地代・家賃(賃料等)を支給。	法 上限600万円 個 上限300万円	☎0120-653-930 コールセンター
③経営持続化臨時特別支援金【支援金B】	道	【申請期限】 令和3年1月31日まで
売上が前年同月比50%以上減少した事業者を支援。 対 道の休業要請等(5/16以降)の対象外である事業者 要 「新北海道スタイル」を実践すること	5万円	☎011-350-7262 お問い合わせセンター
④中小事業者持続化支援金	市	【申請期限】 令和3年2月26日まで
売上が前年同月比50%以上減少した市内の事業者を支援。 対 「①持続化給付金」支給決定者で市内中小・小規模事業者 要 「⑥雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金」支給決定者 新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者	10万円	☎0144-32-6445 緊急経済対策給付金室
⑤経営継続支援金	市	【申請期限】 令和3年2月26日まで
売上が前年同月比30%～50%未満減少した市内の事業者を支援。 対 「①持続化給付金」を受給していない市内の中小・小規模事業者	・10万円 ・業務用水道料金・下水道使用料を2か月減免	☎0144-32-6445 緊急経済対策給付金室



主な支援策

雇用の維持や休暇制度

⑥雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 国

一時休業等で労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を助成。
率 中小企業4/5（解雇等なし10/10）
大企業2/3（解雇等なし3/4）
対 1日 上限15,000円
ハローワーク苫小牧 ☎0144-32-5221（32#）



⑦雇用調整助成金等申請費用補助金 市

上記の申請を社会保険労務士等へ依頼した費用を補助。
対 市内事業者 ￥ 上限30万円 率 10/10
要 申請書作成・提出代行・事務代理の経費
緊急経済対策給付金室 ☎0144-32-6445



⑧小学校休業等対応助成金・支援金 国

臨時休業等に伴い、子などの世話で休業した場合に助成金を支給。

対 有給休暇（年次有給休暇以外）を取得させた事業主
対 ￥ 1日 上限15,000円
対 フリーランス等
対 ￥ 1日 定額7,500円

相談コールセンター
☎0120-60-3999



⑨休暇制度の整備 国

下記の有給の休暇制度を整備し、合計5日以上取得させた事業主を支援 ※人数上限あり

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
対 ￥ 20日まで25万円/人
以降20日毎に15万円加算

両立支援等助成金介護離職防止コース
対 ￥ 20~35万円/人

北海道労働局雇用環境・均等部
☎011-709-2714

⑩海外人材確保緊急支援モデル事業 道

外国人技能実習生等が入国後に要請される14日間の待機に係る受入企業の宿泊負担経費を支援。

対 ￥ 上限1万円（1泊）×14日間

道の補正予算成立が前提です。



販路拡大や設備導入

⑪消費喚起事業助成金 市

新たな手段で販路拡大（出前・テイクアウト等）や集客イベント・企画等の取組を行う事業者を支援。

対 市内中小・小規模事業者
対 ￥ 上限10万円

緊急経済対策給付金室
☎0144-32-6445



予算に達し次第、終了となります。



⑫ものづくり・商業・サービス補助金（一般型） 国

部品の内製化や国へ拠点移転等、新製品開発や生産プロセス改善等の設備投資を支援。

（通常枠）率 中小1/2、小規模2/3
対 ￥ 上限1,000万円
（特別枠）率 A類型2/3、B・C類型3/4
対 ￥ 上限1,000万円

（事業再開枠）率 10/10
対 ￥ 上限50万円
※特別枠に上乘せ

事務局 ☎050-8880-4053



⑬小規模事業者持続化補助金 国

小規模事業者の販路開拓の取組を支援。

（一般型）率 1/2 ￥ 上限50万円
（コア類型）率 A類型2/3、B・C類型3/4
対 ￥ 上限100万円

（事業再開枠）率 10/10 ￥ 上限50万円 ※一般・コア型に上乘せ

苫小牧商工会議所 ☎0144-33-5454
（独）中小企業基盤整備機構 ☎03-6459-0866

⑭【上乘せ支援】 道

道が1/12の上乗せを補助し、事業者負担を軽減。

対 ￥ 12万5千円（A類型のみ）
北海道経済部中小企業課 ☎011-204-5332

⑮IT導入補助金 国

テレワークの業務効率化ツール導入等、ITツール導入による業務効率化を支援。

（通常枠）率 1/2
対 ￥ 30~450万円
（特別枠）率 2/3または3/4
対 ￥ 30~450万円

コールセンター
☎0570-666-424

⑯テレワーク普及定着促進事業 道

テレワーク導入経費を補助。

対 中小企業者
要 PC端末整備、通信機器等の費用
対 ￥ 上限65万円 3/4以内

道の補正予算成立が前提です。



事業活動の相談

⑰専門家の派遣 道

中小・小規模事業者の方に無料で専門家を派遣。資金繰り、雇用環境、助成金・給付金等、各々の課題に応じた助言・指導で事業活動を支援。

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター
☎0800-800-2551

⑱テレワークマネージャー相談事業 国

在宅勤務の機器、システムやセキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談を受付。

相談事務局 ☎03-5213-4032

⑲経営相談窓口（オンライン対応） 国

中小企業診断士が資金繰り、設備投資、販路開拓、経営環境の整備等について、電話やオンラインで無料の経営相談を受付。

電話相談窓口 ☎050-5371-9453

オンラインの相談は▼
<https://hojyokin.work/keisousudan/>

⑳北海道よろず支援拠点 国

資金繰り、売上の拡大や経営改善、ITツールの導入等、様々な経営のお悩みに専門家が対応。

北海道よろず支援拠点
☎011-232-2407



㉑労働相談ホットライン 道

労働契約などにまつわるトラブルや賃金の問題等、様々な労働問題に関する相談を受付。

労働相談ホットライン
☎0120-81-6105



支払が猶予される場合があります。各機関にご相談ください。

まずは、最寄りの金融機関等にご相談を

税・公共料金等の猶予等

㉒固定資産税・都市計画税の減免 市

一定の要件を満たす事業者の保有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を事業収入の減少幅に応じて、ゼロ、又は2分の1とします。

財政部資産税課 ☎0144-32-6268

㉓税の猶予 国 道 市

国税 ☎0120-291-675
（札幌国税猶予相談センター）
道税 ☎0144-32-5191
（苫小牧道税事務所納税課）
市税 ☎0144-32-6273
（納税課）

㉔社会保険料の猶予

厚生年金 ☎0144-56-9000（4#）（苫小牧年金事務所）
労働保険 ☎011-776-6099（北海道労働局）
国保税等 ☎0144-32-6274（納税課）

㉕上下水道料金の猶予 市

営業課収納係
☎0144-32-6647



電気・ガス料金・電話料金等の支払いが困難である方は、契約先の各事業者にお問い合わせください。
NHK受信料（住居以外）については、「①持続化給付金」支給決定者に対し、免除制度があります。

融

㉖民間金融機関融資制度

北海道による制度融資を活用し、実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を実施。あわせて、信用保証料を半額又はゼロに。

対 中小・小規模事業者等
問 最寄りの金融機関へ



資

㉙中小企業総合振興資金 道

最大6,000万円まで、措置最大5年間、3年間の実質無利子、保証料減免の「新型コロナウイルス感染症対応資金」等があります。

対 中小・小規模事業者等
問 最寄りの金融機関へ

㉚日本政策金融公庫・商工中金融資 国

当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等があります。

対 中小・小規模事業者等
日本政策金融公庫苫小牧出張所 ☎0144-36-3191
商工中金 札幌支店 ☎011-241-7231

㉛信用保証料補給制度 市

新型コロナによる被害を起因とする金融機関からの借入に係る信用保証料を市が補給。

対 小規模事業者 ￥ 上限10万円
問 最寄りの金融機関へ

㉜日本政策投資銀行・商工中金融資 国

危機対応業務による資金繰り支援を実施。資本性のある劣後ローンも提供。

対 大企業・中堅企業
日本政策投資銀行 ☎0120-598-600
商工組合中央金庫 ☎0120-542-711

㉝生活福祉資金貸付制度 国 道

緊急かつ一時的に生計が困難となった場合に、少額費用の貸付を実施。

対 個人事業者・生活資金でお悩みの方等
苫小牧市社会福祉協議会
☎0144-32-7111

